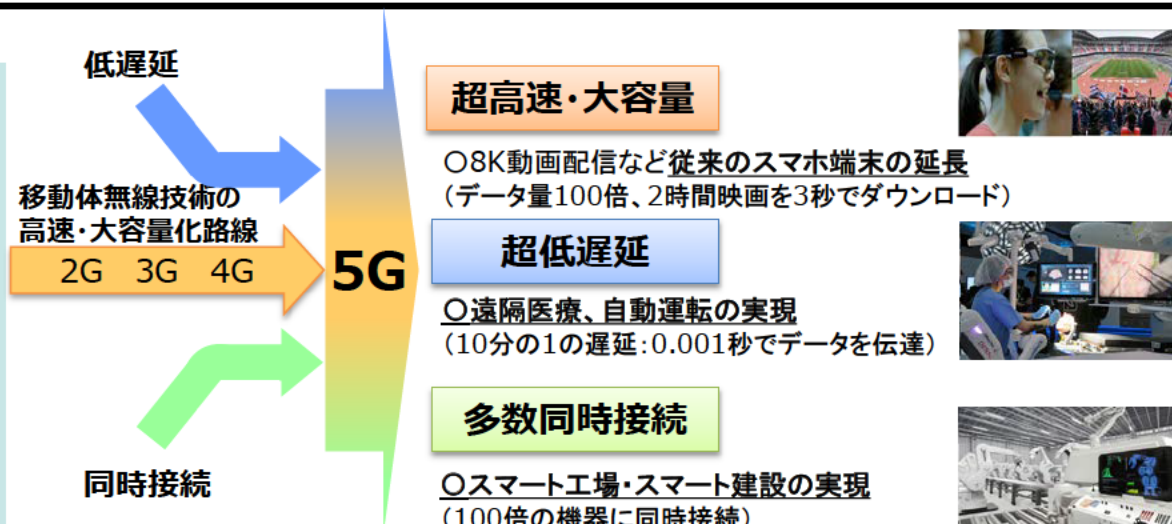


特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の概要

1. 背景

- デジタル技術の急速な発展や我が国を取り巻く国際経済環境等の変化に伴い、**Society5.0の実現に不可欠な社会基盤となる特定高度情報通信技術活用システム（5G、ドローン）のサイバーセキュリティ等を確保しながら、その適切な開発供給及び導入を行う重要性**が増大。
- このため、我が国における産業基盤を構築することの重要性も踏まえ、**特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するための措置**を講ずることにより、**サイバーセキュリティ等を確保しつつ特定高度情報通信技術活用システムの普及を図る必要**。



2. 法律の概要

基本理念【第3条関係】

①特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等が、**サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われること**を基本とし、我が国における②特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る**産業の国際競争力の強化**並びに③特定高度情報通信技術活用システムの活用による**新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資すること**等を明記。

（1）特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針の策定【第6条関係】

- 同指針には、特定高度情報通信技術活用システムの
 - ・**サイバーセキュリティの確保**
 - ・**適切な開発供給及び導入の重要性**等について明記。

（2）特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入計画の認定【第7条～第10条関係】

- 特定高度情報通信技術活用システムの
 - ・開発供給の計画（**開発供給計画**）の認定
 - ・導入の計画（**導入計画**）の認定
 の制度を創設。認定に当たっては指針との適合性を確認。

（3）特定高度情報通信技術活用システムの普及のための支援措置【第11条～第26条関係】

- 当該認定計画に係る事業について、以下の措置を講ずる。
 - ①**日本政策金融公庫の業務の特例（ツーステップローン）**【第11条～第22条関係】
 - ②**中小企業投資育成株式会社法の特例**【第24条関係】
 - ③**中小企業信用保険法の特例**【第25条関係】
 - ④**課税の特例（5G投資促進税制）**【第26条関係】

【講ずる措置の全体像（イメージ）】

